

平成21年7月1日  
社会保険庁運営部年金保険課  
(担当・内線) 安藤、加藤(3576)  
(電話代表) 03(5253)1111  
(F A X) 03(3502)2368

## 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した 期間が25年に満たない者に係る実態調査について

保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者に係る  
実態調査の結果について、別添のとおり、とりまとめましたのでお知らせします。

# 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者に係る実態調査について

平成21年7月1日  
社会保険庁

## 1. 調査の目的

国民年金法に基づく保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が25年に満たない者（70歳未満の者については、今後、保険料を納付することができる70歳までの期間について、納付を行っても25年に満たない者。以下同じ。）については、平成19年12月に、社会保険庁が把握している年金記録を用いて、その数の推計を行い、公表したところであるが（別添①参照）、これらの者の中には、合算対象期間や共済組合期間など、社会保険庁で把握していない期間があれば老齢基礎年金等の受給資格期間を満たし得る者も含まれていると考えられるところである。

この調査は、これらの者の実態を明らかにするとともに、無年金となる者については、その原因等を把握することで、今後の無年金者の発生防止のための施策に活用することを目的とする。

## 2. 調査の対象

社会保険オンラインシステムより、平成21年4月1日時点において、62歳以上の老齢基礎年金等を受給していない者から層化無作為抽出をし、かつ、窓口装置を用いて保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が25年に満たない者であると確認した1,628人（62～66歳789人、67歳以上839人（注））を調査の対象とした。

（注）平成19年12月推計において、60～64歳及び65歳以上であった方である。

## 3. 調査の方法

社会保険事務所職員が調査対象者を訪問し、面接聴き取りの上、調査票に記入する方法により行った。

#### 4. 調査対象者に係る聴取の状況

調査対象者1,628人に係る聴取の状況は以下のとおりである。( )内は調査対象者に対する割合)

(1) 調査対象者から聴取ができた 685人(42.1%)

(内 訳)

- |                                 |             |
|---------------------------------|-------------|
| ア. 受給資格期間を満たす者であって、そのことを知っていた者  | 62人(3.8%)   |
| イ. 受給資格期間を満たす者であって、そのことを知らなかった者 | 32人(2.0%)   |
| ウ. 現時点において受給資格期間を満たさない者         | 591人(36.3%) |

(2) 調査対象者が死亡 195人(12.0%)

(3) 調査対象者の住所が不明 411人(25.2%)

(4) 調査対象者が入院等をしていることにより面談が困難 32人(2.0%)

(5) 戸別訪問を繰り返し試みたが、調査対象者が不在 219人(13.5%)

(6) 調査に応じていただけなかった 86人(5.3%)

## 5. これまでの取組の概要（詳細については別添②参照）

### ア. 未統合記録の統合に向けた『ねんきん特別便』等の取組の推進

- ①『名寄せ特別便』や記録の内容に応じた解明作業（＊）に基づく『年金記録確認のお知らせ』（黄色便）を平成19年12月以降計画的に送付。

（＊）漢字カナ変換記録に係る調査、旧姓等の氏名変更履歴を活用した調査、払出簿による調査等

- ②『名寄せ特別便』を送付していない全ての受給者・加入者に対して、昨年10月までに『全員特別便』の送付を完了。

### イ. 70歳までの任意加入のご案内や合算対象期間等の周知・広報の実施

- ①政府広報やホームページを活用した広報の実施。
- ②合算対象期間についての説明も記載した『年金加入記録のお知らせ』（58歳通知）や『ねんきん定期便』の送付。
- ③平成17年10月から、60歳到達の3月前の方であって、社会保険庁のオンラインシステム上の情報のみでは年金受給権が発生しない方に対して、70歳までの任意加入のご案内や合算対象期間等の説明も記載した『年金加入期間の確認について（ご案内）』を送付。
- ④社会保険事務所の相談窓口において合算対象期間等の丁寧な説明。また、よりの確かつ円滑な相談を行うため合算対象期間等を具体的に示したチラシの配布。

### ウ. 保険料の免除制度の周知・勧奨の徹底

- ①新聞、雑誌など、様々な媒体による周知や広報の実施。
- ②多段階免除制度、学生納付特例制度や若年者納付猶予制度の周知と申請勧奨。
- ③免除申請手続きの簡素化を図る観点から、平成18年7月に、継続免除方式を導入。

### エ. 保険料の収納対策の推進

- ①口座振替の利用やコンビニエンスストアでの納付促進など、保険料の納めやすい環境を整備。
- ②市区町村から提供される所得情報に基づく免除申請等の勧奨。

## 6. 本調査結果を踏まえた今後の対応の概要（詳細については別添②参照）

### ア. 未統合記録の統合に向けた『ねんきん特別便』等の取組の推進

- ①『名寄せ特別便』に「訂正あり」と回答いただいたものについては記録確認作業の促進を図るとともに、未統合記録については旧姓情報を活用した調査等の解明作業を着実に実施する。
- ②受給資格期間を満たすにもかかわらず、無年金となる方を生じさせないことの徹底を期すためにも、社会保険庁のオンラインシステム上の情報では受給資格期間を満たさない方に対して、注意喚起を行うとともに、70歳までの任意加入のご案内や合算対象期間等を説明したお知らせを送付する。

### イ. 70歳までの任意加入のご案内や合算対象期間等の周知・広報の実施

- ①ご本人にとって社会保険事務所等における年金相談のきっかけとなる新聞、雑誌などの様々な媒体による広報の展開。
- ②市区町村等に対して、社会保険事務所への相談を促していただくよう協力依頼。
- ③社会保険事務所等において受給要件等の的確かつ円滑な確認を行うための相談ツール（『履歴整理表』）の導入。
- ④受給資格期間を満たすにもかかわらず、無年金となる方を生じさせないことの徹底を期すためにも、社会保険庁のオンラインシステム上の情報では受給資格期間を満たさない方に対して、注意喚起を行うとともに、70歳までの任意加入のご案内や合算対象期間等を説明したお知らせを送付する。（再掲）

### ウ. 保険料の免除制度の周知・勧奨の徹底

- ①市場化テストの実施により、民間の創意工夫やノウハウを活用した効果的・効率的な保険料納付督励を推進するほか、本年10月からは免除勧奨業務も委託業務に加えつつ、全国展開により事業の拡大を図る。
- ②免除申請手続の簡素化を図る観点から、既に導入されている継続免除方式に加え、本年9月から実施することとしているターンアラウンド方式についての更なる周知の徹底。
- ③引き続き、新聞、雑誌など、様々な媒体による周知・広報を展開するとともに、多段階免除制度、学生納付特例制度や若年者納付猶予制度の周知や申請勧奨を促進する。

### エ. 保険料の収納対策の推進

- ①市場化テストの実施など民間の創意工夫やノウハウを活用した効果的・効率的な保険料納付督励の全国展開による実施。
- ②引き続き、口座振替等の利用促進を図るとともに、市区町村から提供される所得情報に基づくきめ細かな納付督励を推進する。

## (参考) 合算対象期間・第3号被保険者の特例届出期間について

### (1) 合算対象期間(カラ期間)

合算対象期間(カラ期間)とは、制度の仕組みにより年金制度に加入できなかった期間がある者について、年金権を確保するために設けられたものであり、その種類は下記のとおり様々なものであるが、その期間は年金額に反映しないものの、老齢基礎年金の受給資格期間の対象とするという点でいずれの期間も同様である。

\*本調査により把握された主な合算対象期間は以下のとおり。

①昭和61年3月までの厚生年金保険の加入者の配偶者であった期間で、国民年金に任意加入しなかった期間

②昭和61年3月までの厚生年金保険または船員保険の脱退手当金を受けた期間(昭和61年4月から65歳に達するまでの間に保険料納付済期間または保険料免除期間がある者に限る。)

\*脱退手当金：脱退手当金は、被保険者期間が短いために通算老齢年金を受給できない場合に支給される。

③平成3年3月までの学生であった期間で、国民年金に任意加入しなかった期間

### (2) 第3号被保険者の特例届出期間

第3号被保険者の資格取得の届出が遅れた場合は、その届出日から過去に遡って2年を超える期間は保険料納付済期間に算入されないというのが取扱いの原則であるが、特例措置に基づく届出を行うことにより、2年を超えて遡った期間も保険料納付済期間として取り扱われるもの。

## 公表資料

平成19年12月12日  
社会保険庁

## 無年金者数について

～ 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者について～

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者	(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	-
60歳～64歳	31万人	(65万人)
65歳以上	42万人	(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

## 1. 調査結果

\*本調査において、戸別訪問により聴取することができた685人の聴取内容結果は以下のとおりである。( ( ) 内は、調査対象者に対する割合。)

ア. 受給資格期間を満たす者であって、そのことを知っていた者

62人( 3.8%)

## 【裁定請求をしていない主な理由】

- 支給開始年齢に達していない……………32人
  - 他に年金を受けている……………3人
  - 特に理由はない……………5人
  - その他……………20人
- (主な内訳)
- ・裁定請求済……………6人
  - ・これから請求するつもりだった……………6人

イ. 受給資格期間を満たす者であって、そのことを知らなかった者

32人( 2.0%)

## 【受給資格期間を満たすことを知らなかった主な理由】

- 年金が出ないと思い込み年金相談を受けなかった……………11人
- 過去に年金相談をしたら受給資格期間を満たさないとされた……………4人
- 年金制度の知識を持っていなかった……………4人
- 年金に関心がなかった……………3人
- 特に理由はない……………3人
- その他……………7人

## 【新たに確認された期間の種類別件数】(複数該当あり)

## ○合算対象期間

- ・昭和61年3月までの厚生年金保険、船員保険又は共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間……………21件
- ・昭和61年3月までの厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間(昭和61年4月から65歳に達する日の前月までに保険料納付済期間又は免除期間がある者に限る)……………3件
- ・その他の合算対象期間……………4件

## ○第3号被保険者の特例届出期間……………4件

## ○保険料納付済期間

- ・厚生年金保険加入期間……………16件
- ・国民年金保険料納付済期間……………3件

## ○保険料免除期間……………2件



ウ. 現時点において受給資格期間を満たさない者

591人(36.3%)

① 受給資格期間を満たさない者

525人(32.2%)

【年金制度への未加入や保険料未納となった主な理由】

- 年金制度や加入手続きの方法を知らなかった……………95人
  - 年金制度に対して不安や不信があった……………29人
  - 年金以外の収入や貯蓄等があることから年金制度をあてにしてなかった…36人
  - 経済的に保険料を納付することが困難な状況であった……………243人
  - 特に理由はない……………82人
  - その他……………40人
- (主な内訳)
- ・納付しても受給要件を満たさないため……………7人
  - ・年金のことは家族に任せていた……………5人
  - ・年金に関心がなかった……………4人

《上記の『年金制度への未加入や保険料未納となった主な理由』が『経済的に保険料を納付することが困難な状況であった』と回答した者(243人)について》

【保険料免除制度の認識の有無】

- 保険料免除制度を知っていた……………140人
- 保険料免除制度を知らなかった……………103人

【上記において『保険料免除制度を知っていた』と回答した者(140人)について、免除制度の申請の有無】

- 免除申請をしたが該当しなかった……………22人
- 免除申請をしなかった……………116人
- その他……………2人

【上記において『免除申請をしなかった』と回答した者(116人)について、申請をしなかった主な理由】

- 免除基準に該当しないと思っていた……………13人
  - 免除申請の手続きが面倒だと思った……………33人
  - 特に理由はない……………46人
  - その他……………22人
- (主な内訳)
- ・日常が多忙であった……………5人

② 70歳までの間に国民年金に任意加入し保険料を納付すれば、受給資格期間を  
満たす可能性がある者 66人 ( 4. 1%)

ア) そのことを知っていた者 42人

【国民年金への任意加入の有無等について】

- 国民年金に任意加入している……………20人
- 厚生年金に加入している……………12人
- 国民年金に加入していない（厚生年金に加入している者を除く）……………10人

【任意加入していない理由】

- 経済的に保険料を納付することが困難である……………4人
- 特に理由はない……………3人
- その他……………3人

イ) そのことを知らなかった者 24人

【受給資格期間を満たすことを知らなかった主な理由】

- 年金が出ないと思い込み年金相談を受けなかった……………7人
- 年金制度の知識を持っていなかった……………11人
- その他……………3人

## 2. これまでの取組と本調査結果を踏まえた今後の対応

### (1) 未統合記録の統合に向けた『ねんきん特別便』等の取組の推進

#### 《これまでの取組》

○約5, 000万件の未統合記録については、『名寄せ特別便』や記録の内容に応じた説明作業（\*）に基づく『年金記録確認のお知らせ』（黄色便）を平成19年12月以降計画的に送付し、ご本人に記録を確認いただいているところ。

（\*）漢字カナ変換記録に係る調査、旧姓等の氏名変更履歴を活用した調査、払出簿による調査等

○また、『名寄せ特別便』を送付していない全ての受給者・加入者に対して、昨年10月までに『全員特別便』の送付を完了しているところである。

#### 《今後の取組》

○『名寄せ特別便』に「訂正あり」と回答いただいたものについては記録確認作業の促進を図るとともに、未統合記録については旧姓情報を活用した調査等の説明作業を着実に実施する。

○受給資格期間を満たすにもかかわらず、無年金となる方を生じさせないことの徹底を期すためにも、社会保険庁のオンラインシステム上の情報では受給資格期間を満たさない方に対して、注意喚起を行うとともに、70歳までの任意加入のご案内や合算対象期間等を説明したお知らせを送付する。

### (2) 70歳までの任意加入のご案内や合算対象期間等に係る周知・広報の更なる充実

#### 《これまでの取組》

○70歳までの任意加入のご案内や、合算対象期間、第3号被保険者の特例届出期間などについては、ホームページの掲載や政府広報などを活用した広報に努めてきたところ。

○また、以下のように、様々な機会を通じてご本人への周知にも努めてきたところである。

ア) 政府広報やホームページにおける広報の実施。

イ) 以下のような機会を通じたご本人への周知の実施。

- ・平成19年11月まで、年金受給年齢が近づいた58歳到達者に対して送付した『年金加入記録のお知らせ』に合算対象期間についての説明を記載。(現在は『ねんきん定期便』に説明を記載。)
- ・平成17年10月から、60歳到達の3月前の者であって、社会保険業務センターのオンラインシステム上の記録のみでは年金受給権が発生しないものに対して送付する『年金加入期間の確認について(ご案内)』に、70歳までの任意加入のご案内や、合算対象期間、第3号被保険者の特例届出期間などについての説明を記載。

○社会保険事務所の相談窓口においては、従来から合算対象期間や第3号被保険者の特例届出期間などについて丁寧な説明を行うとともに、受給資格の確認を行ってきたところ。

○また、よりの確かつ円滑な相談を行うため、合算対象期間などを具体的に示したチラシを配布するとともに、受給資格期間を満たしていない場合には、満たすための方策を記載した書面を手渡すこととしたところ。

## 《今後の取組》

○今後は、合算対象期間や第3号被保険者の特例届出期間などについて、今回の調査結果も踏まえ、以下のとおり、更なる周知や広報を図り、ご自身の記録に不明な点がある場合の社会保険事務所への相談を促すこととする。

### ①ご本人にとって社会保険事務所等における年金相談のきっかけとなる新聞、雑誌などの様々な媒体による広報の展開

- ・本調査結果も踏まえ、より多くの方が保有する可能性の高い合算対象期間を中心とした効果的な広報を展開。(政府広報の実施・社会保険庁ホームページの掲載内容の工夫。)
- ・市区町村の協力も得て、各市区町村が発行する広報誌に掲載いただき、より幅広い住民の方々への周知を実施。

### ②市区町村等に対して、社会保険事務所への相談を促していただくよう協力依頼

- ・ご本人による市区町村窓口等への相談時に、社会保険事務所に送付している年金相談マニュアルを参考に、必要な方には、社会保険事務所への相談を促していただくよう協力依頼を行う。

### ③社会保険事務所等において受給要件等の的確かつ円滑な確認を行うための相談ツール（『履歴整理表』）の導入

- ・社会保険事務所に対して、既に送付している年金相談マニュアル等も踏まえたよりの確な年金相談の実施を徹底。
- ・社会保険事務所等における年金記録の円滑な確認に資するよう、ご本人等が職歴・転居歴・氏名変更などを思い出しながら記載する『履歴整理表』を作成し、各社会保険事務所等に備え付けるとともに、ホームページにも掲載。

### ④受給資格期間を満たすにもかかわらず、無年金となる方を生じさせないことの徹底を期すためにも、社会保険庁のオンラインシステム上の情報では受給資格期間を満たさない方に対して、注意喚起を行うとともに、70歳までの任意加入のご案内や合算対象期間等を説明したお知らせを送付（再掲）

## （3）保険料の免除制度の周知・勧奨の徹底

### 《これまでの取組》

- 保険料負担が困難な方については、以下のとおり、免除制度を活用することにより、年金受給権の確保を図る観点から、きめ細かな対応を図りつつ、その周知に努めてきたところ。
- また、今国会での法律改正により、国民年金の国庫負担割合が1/3から1/2へと引き上げられたことに伴い、今後の免除期間に係る保障が更に充実されることとなった。

### ①新聞、雑誌など、様々な媒体による周知や広報の実施

保険料の免除制度について、新聞、雑誌などを活用した周知・広報のほか、

- ・国民年金保険料納付書の同封チラシによる制度の周知
- ・免除制度について詳しく記載したパンフレットを市町村や社会保険事務所等の窓口に配置
- ・社会保険庁ホームページや市町村広報誌への掲載

など、様々な機会を通じた周知・広報を実施。

### ②多段階免除制度、学生納付特例制度及び若年者納付猶予制度の周知と申請勧奨

- ・平成18年7月から、全額及び半額の申請免除に加え、1/4免除や3/4免除など負担能力に応じたきめ細かな免除制度が導入されており、制度の周知や申請の勧奨を促進。

- ・学生納付特例を普及・推進するため、大学等におけるポスターの掲示、リーフレットの備え付けや入学時のガイダンスでの説明、学生に対するセミナーの開催を実施。
- ・平成17年4月から、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得が一定以下の場合には、保険料納付を猶予する仕組みが導入されており、若年者を対象とした制度周知や申請の勧奨を促進。

### ③保険料の免除申請手続の簡素化についての更なる周知

- ・平成18年7月から、全額申請免除又は若年者納付猶予の承認を受けた被保険者から事前に申し出があった場合には、翌年度以降、所得要件を満たせば申請書の提出を省略できる仕組み（継続免除方式）を導入。

## 《今後の取組》

### ①市場化テストの全国展開による効果的・効率的な納付督促の実施

- ・市場化テストの実施により、民間の創意工夫やノウハウを活用した効果的・効率的な保険料納付督促を推進するほか、本年10月からは免除勧奨業務も委託業務に加えつつ、全国展開により事業の拡大を図る。

### ②ターンラウンド方式による更なる申請手続の簡素化

- ・平成21年9月から、免除等に該当すると思われる被保険者に対して、基礎年金番号等を予め印字したハガキ形式の申請書を送付し、被保険者が簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能する方式（ターンアラウンド方式）を導入し、更なる申請手続の簡素化を図る。

- ③このほか、引き続き、新聞、雑誌など、様々な媒体による周知・広報を展開するとともに、学生や若年者をはじめ負担能力の乏しい方に対し、多段階免除制度、学生納付特例制度や若年者納付猶予制度の周知や申請勧奨を促進する。

## (4) 保険料の収納対策の推進

### 《これまでの取組》

- 被保険者の負担の公平性と将来の無年金や低年金の発生を防止する観点から、国民年金保険料の収納対策として、各般の取組を着実に実施してきたところ。

### ①保険料の納めやすい環境の整備

- ・口座振替の利用促進を図るとともに、コンビニエンスストアでの保険料納付やクレジットカードによる納付など、保険料の納めやすい環境を整備。

### ②市区町村から提供される所得情報に基づく、きめ細かな収納対策の実施

- ・市区町村からの所得情報の活用により、負担能力が乏しい方に対しては、免除や学生納付特例制度等の申請を勧奨。

### 《今後の取組》

- 今後は、年金記録問題への早期かつ的確な対応を進め、年金制度への信頼回復に努めるとともに、以下のような各般の取組を着実に実施する。

### ①市場化テストの全国展開による効果的・効率的な納付督促の実施

- ・市場化テストの実施により、民間の創意工夫やノウハウを活用した効果的・効率的な保険料納付督促を推進するほか、本年10月からは免除勧奨業務も委託業務に加えつつ、全国展開により事業拡大を図る。

- ②このほか、引き続き、口座振替等の利用促進を図るとともに、市区町村から提供される所得情報に基づくきめ細かな納付督促を推進する。